資料2

議題２　就学援助費・特別支援教育就学奨励費における年度途中での認定変更について（愛西市提出）

市名	回答			
	（1）			（2）その他、今後の方向性や課題
	再判定の実施の有無	補足	【有の場合】 算定方法	
名古屋市	有	就学援助制度では実施をしているが、特別支援教育就学奨励制度では実施をしていない。	名古屋市の就学援助制度では原則、昨年中の世帯所得を用いて審査を行っているが、傷病や失業などやむを得ない事情で収入が激減した世帯に対しては、申し出があった場合、本年中の所得を用いて審査を行っている。	
豊橋市	有		保護者等の収入額に著しい減少が生じたことが確認できる書類（離職票、診断書等）の提出後、該当世帯員の所得額を0円として再度審査を行う。	
岡崎市	無			本市においては、経済的に困難な家庭には特別支援教育就学奨励費よりも手厚い就学援助費を勧めており、特別支援教育就学奨励費と就学援助費の重複受給はできないこととしているため、年度途中で特別支援教育就学奨励費の支弁区分を再判定する運用はしていない。
一宮市	有		「小中学校の児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する要綱」に基づき、直近6か月程度の給与明細等の写しと、申請理由が客観的に証明できるもの（※1）をもとに再判定を実施する。 （※1）倒産の場合：事業廃止届 失業の場合：雇用保険受給資格者証 病気の場合：診断書・医療費の領収書の写し 事故の場合：事故証明 失踪の場合：捜索願 火災等の場合：罹災証明書	疾病等の理由による所得激減における特例審査は、予期せぬ事態に直面した世帯の教育機会を保障するセーフティーネットとして機能していることを踏まえ、今後もこの特例措置を継続して運用していく。 課題は特例措置の周知不足が挙げられるため、他課や学校との連携を強化していく。
瀬戸市	無			病気、失職等により収入が減少したため、何か支援はあるかという問合せはありますが、所得に関しては前年のものを判定基準としています。
半田市	無			
春日井市	有	就学援助費ではありますが、特別支援教育就学奨励費ではありません。	申立書及び状況に応じた確認書類（※）を提出していただき、再判定をします。 （※）医師の診断書、入院証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証、直近３ヶ月の給与明細等の写し 再判定の方法としては、対象者の所得を昨年のものから今年の見込所得に置き換えて算定します。	特に無し
豊川市	無	過去３年（令和5年から令和7年）		基本的には実施する予定はなし。
津島市	無			前年度所得を参考として判定をしているため、具体的な方法は今後検討が必要。
碧南市	無			実績としてはないが、例えば、災害による市民税等の減免の事由が発生した場合、措置者として再判定を行うことはありうると考える。 他の自治体の回答を参考としたい。
刈谷市	無			他市町村の動向に注視していく。
豊田市	無	ただし、年度途中に病気等により収入減となった場合には、その家庭の状況に応じ、新規申請は可能としている。		

議題２　就学援助費・特別支援教育就学奨励費における年度途中での認定変更について（愛西市提出）

市名	回答			
	（1）			（2）その他、今後の方向性や課題
	再判定の実施の有無	補足	【有の場合】 算定方法	
安　城　市	無			年度途中の認定変更（再判定）については、要件や手続等を含め、運用上の論点を整理した上で検討する必要があると考えます。今後は、各市町の運用状況や算定方法等を参考にしながら、本市として適切な対応の在り方を検討してまいります。
西　尾　市	無			家計が急変した当年度において、就学援助費や特別支援教育就学奨励費により世帯を支援することができることは重要と考える。 一方で、当年度の家計が急変した所得をもとに判定を行う場合、「市民税・県民税所得・課税証明書」を根拠とした統一的な判定をすることができない。家計が急変した申請者が各々の事情を踏まえた書類を提出する場合には、申請者間での公平性を担保することが困難であると考える。そのため、申請できる事由や定義を明確に定め、誰が審査をしても同じ判断となるような基準の整備が不可欠であると考えている。また、学校や関係課との連携、事務体制の整備等の課題が解決できた場合には、家計が急変した当年度における判定が可能と考える。
蒲　郡　市	有	直近３か月分の給与明細書の写し、収入が減少した原因の証明となるもの（例：退職証明書）の写しを提出していただいている。	需要額は変更せず、直近３ヶ月の給与明細をもとに給与収入、社会保険料等を年額に直し、減少した収入額で再判定を実施する。	なし
犬　山　市	有	内規にて申請時に失業あるいは廃業等により収入が著しく減少しており、申請者から申し出があった場合は再判定を行うとしている。	申請月の前月を含めて直近３か月分の収入額の平均を月額とし、基準額の1.4倍以内であれば認定としている。	特になし
常　滑　市	無			特になし
江　南　市	無			特になし
小　牧　市	有	再判定実施は就学援助費で該当有り 特別支援教育就学奨励費での認定変更は該当無し	収入が激減した方について、状況に応じて関係書類の添付を求める。 （例）給与激減の場合 給料明細（前年の1年間分と直近3か月） （前年１年分の収入金額÷12）－（直近３か月の平均）＝激減差額 （前年所得金額）－（差額×12月）＝（所得激減による判定基準所得額：A） ※失業手当など受給があれば上記Aに加算する。 Aの金額で需要額計算により基準以下であれば激減措置で認定。	
稲　沢　市	無	再判定を行う基準や算定方法を定める事が難しいため。		現状の運用を変更する予定なし。 就学援助は、平成31年度より所得基準を設け基準を明確にしている。所得の著しい減少が生じた場合には所得基準以外の要件も定めているため、該当する場合は案内をし、該当しない場合は所得が反映される次の年度（6月以降）での案内となっている。 特別支援教育就学奨励費は、辞退者を除く特別支援学級全児童生徒の世帯に所得確認の同意書をとり、算定を行っているため、年度の途中で再認定の申し出を受けたことはない。また、相談があったと仮定すると、奨励費よりも就学援助費の補助額が高いため、就学援助での案内を行うと考えられる。
新　城　市	無			特になし
東　海　市	無			現時点では、特にありません。
大　府　市	無			

議題２　就学援助費・特別支援教育就学奨励費における年度途中での認定変更について（愛西市提出）

市名	回答			
	（1）			（2）その他、今後の方向性や課題
	再判定の実施の有無	補足	【有の場合】 算定方法	
知　多　市	有	自己破産により資産が凍結され、かつ、転職した世帯を認定	弁護士の発行する証明書、前職を退職したことが分かる書類（退職日の記載された源泉徴収票など）、転職済みの場合は、直近３か月の給与明細書をもとに、年間の収入額、社会保険料等を計算して算定。	
知　立　市	有		疾病による収入減少の場合、診断書の提出による就労の可否及び源泉徴収票等の提出による収入の減少の確認を行い、世帯の状況を考慮し再判定を実施しています。	認定方法については、現状を維持していく考えです。 課題としては、外国人児童生徒に対する制度及び手続方法について、言語が多岐にわたる為、翻訳版申請書及び説明文の作成が課題となってきていることです。
尾 張 旭 市	無			該当する事案があれば都度検討する。
高　浜　市	無			特になし
岩　倉　市	無			特に方向性の変更予定はございません。
豊　明　市	有		申請前３月分の給与月額を年間所得に換算して１２で除した額から、社会保険料の平均額を差し引いた額を用いて算定。	申請前３月分の給与月額を用いて算定する申請者のうち、賞与受給者の賞与の取り扱いについて検討中。
日　進　市	無	本人からの申し出があれば再度判定を行います。		本人からの申し出があれば再度判定を行います。 収入減により市県民税等の減免対象となるなど状況が変わり、就学援助費支給認定基準を満たすこととなった場合は認定の変更を行います。
田　原　市	無			家計急変での相談実績がなく、今後の方向性については未定。
愛　西　市	無			前年度の収入額で判定している為、対応は難しいが、何とかしたいと考えています。
清　須　市	無			今後対象者が出てくれば再判定を実施する必要があると考えている。
北名古屋市	有	家計急変対応	給与明細等と本人の申告から当該年の所得等を推計し、その額を基に判定する	その後の経過（復職した、再就職した）などをどのように把握するかにつては検討が必要
弥　富　市	無			現在の判定基準により実施する予定です。
み よ し 市	無			離婚等により世帯員に変更が生じた場合は再判定を行うことがありますが、あくまで前年度所得を算定の基礎としています。 現段階においては、家計急変を理由とした再判定の実施予定はありません。
あ　ま　市	無			より適切に支援を必要とする世帯へ制度が行き届くよう、必要に応じて認定基準の見直しを行うことが望ましい。
長 久 手 市	無			